

平成 28 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
生産国情報収集事業

報 告 書

抜粋

« 中 国 »

平成 30 年 3 月

林野庁



## 目 次

□ : 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要 .....	1
2	事業の概要 .....	2
2.1	事業の目的 .....	2
2.2	事業の実施内容等 .....	2
2.3	事業の実施体制 .....	10
2.4	事業の実施スケジュール .....	12
2.5	報告会の開催 .....	12
3	クリーンウッド法の概要 .....	13
3.1	基本方針 .....	13
3.2	合法性の確認方法 .....	13
4	生産国における情報の収集 .....	16
4.1	マレーシア .....	16
4.1.a	マレーシア（サバ州） .....	51
4.1.b	マレーシア（サラワク州） .....	144
4.1.c	マレーシア（半島部） .....	219
4.2	インドネシア .....	320
4.3	ベトナム .....	356
4.4	中国 .....	399
4.5	ペルー .....	433
4.6	メキシコ .....	462
5	Web 上への既往情報の整理 .....	484
5.1	概要 .....	484
5.2	実施スケジュール .....	485



# 1 報告書の概要

本事業は、環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership）（以下、「TPP協定」とする）の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」とする）が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

本事業の内容は、①生産国における現地情報の収集、及び②既往情報の整理であり、前者は、マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6カ国を調査対象国として、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集した。後者は、既往情報及び生産国において収集した情報を、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定して整理した。

本事業を実施するに当たっては、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成し、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行う体制を整えた。

各調査対象国の現地調査は、平成29年5月から10月に実施した。現地調査において収集した情報は、本報告書の第4章に整理した。既に、木材合法性保証システム（TLAS：Timber Legality Assurance System）等が構築されているマレーシア及びインドネシアにおいては、同システムについて整理し、それ以外の国においては、EU木材規制において合法性の範囲として定義されている、合法伐採権、税金と手数料、木材伐採、第三者の権利及び貿易と輸送の5項目に照らし合わせて、関連法令・許認可制度を整理した。また、各国で実施されている森林認証制度等についても整理した。

## 2 事業の概要

### 2.1 事業の目的

2017年11月に、日本を含む参加11か国で発効させることが大筋合意したTPP協定の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されている。これに対応するため「クリーンウッド法」が2016年5月に制定され、1年後の2017年5月20日に施行された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、「デュー・ディリジェンス」(払って然るべき正当な注意義務及び努力)の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。また、国は合法性の判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。このサイトでは、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報が掲載されている。

本事業は、TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定されたクリーンウッド法が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

### 2.2 事業の実施内容等

#### 2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書」に示された本事業の内容は、次のとおりである。

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 生産国における現地情報の収集

マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。

(2) 既往情報の整理

今後、違法伐採関連の現地情報を速やかに提示できる体制を整えていくために、これまで様々な主体により収集されてきた生産国における現地情報を整理した上で、ウェブサイトに掲載可能な状態とする。

## 2.2.2 事業実施の基本方針

### 1) 調査対象国の考え方

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書」においては、「マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。」とされている。当共同事業体は、本事業の背景及び目的を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、上記仕様書に例示された国・地域に加えて、次の考え方に基づいて調査対象国の追加を提案した。

まず、調査対象国の選定に当たっては、次の点に着目した。

表 2.2.1 調査対象国選定の着目点

No.	着目点	内容・理由
1	木材輸入額	我が国の木材輸入額 <sup>1</sup> が多い生産国を優先するべきと考える。なお、その中から腐敗認識指数が高く、合法性証明の管理体制が比較的整備されている所謂先進国に該当する国は対象から除外する。
2	TPP加盟・交渉参加状況	TPP加盟国・交渉参加国、若しくは参加を積極的に検討している開発途上国に着目する。TPP協定が開始されると木材製品の関税が撤廃されることから、対日輸出において非加盟国と比較して相対的に優位となり、加盟国の対日輸出増の可能性がある。
3	欧米の違法伐採材禁輸対策との関連性	欧州連合の森林法の施行・ガバナンス・貿易プログラム（EU-FLEGT）における、法的拘束力のある自主的二国間協定（以下「FLEGT-VPA」とする）を検討中の開発途上国に着目する。FLEGT-VPAは、汚職等により偽造可能な「合法性」を超えた、真の合法性を担保するための、具体性と信頼性の最も高い現行制度の一つとされている。したがって、そのデュー・ディリジェンスの手法を参照することにより、各国の実情に即した合法性証明のために必要なプロセスや注意点をより厳密に把握することができる。

<sup>1</sup> 2015年木材輸入実績（林野庁）

No.	着目点	内容・理由
		また、FLEGT-VPAを検討中ではない開発途上国についても、対米輸出が盛んで改正レイシー法への対応を進めている場合は、そのデュー・ディリジェンスの手法が参照可能であることを考慮する。
4	違法伐採現地情報収集等事業の成果	左記事業において、既に調査を実施した国々について、残された課題が無いかどうかを考慮する。

上表に示した着目点から、調査対象国について整理すると、次表のとおりになる。

表 2.2.2 調査対象国候補国リスト

国名 着目点	1. 木材輸入額	2. TPP加盟・交渉参 加状況	3. FLEGT-VPA	4. 調査状況
中国	1位	×	×	×
EU	2位	×	—	×
カナダ	3位	○	×	×
マレーシア	4位	○	○	○
インドネシア	5位	△*	○	×
米国	6位	○	×	×
ベトナム	7位	○	○	○
フィリピン	8位	×	×	×
オーストラリア	9位	○	×	×
チリ	10位	○	×	○
ニュージーランド	10位圏外	○	×	×
ブルネイ	10位圏外	○	×	×
シンガポール	10位圏外	○	×	×
ペルー	10位圏外	○	×	×
メキシコ	10位圏外	○	×	×

\* 積極的にTPP協定への交渉参加を検討中

2015年度の我が国の木材輸入額実績でみると中国が第一位であり、調査対象国に含める必要性が高いと考えられる。中国は世界最大の丸太輸入国であり、かつ世界最大の加工貿易国であり、急速に森林認証の国際化を推進してきた。TPP加盟国・交渉参加国ではないものの、森林認証等の取組により、我が国への木材輸出圧力が増すことも想定され、合法性の確認状況を明確にすることが今後より重要になると思われる。

次に、先進国を除外すると、我が国の木材輸入額実績4位のマレーシア、5位のインドネシア、7位のベトナム、8位のフィリピンが続く。このうち、マレーシア、インドネシア、

ベトナムの3ヶ国においてはFLEGT-VPAの導入が交渉中若しくは締結されており、調査対象国として適していると考える。

一方、TPP加盟国・交渉参加国という点と、今までの調査が行われていない国という点に着目すると、ブルネイ、シンガポール、ペルー、メキシコが挙げられる。最初の2ヶ国は顕著な木材輸出国ではないため除外するとし、対米木材輸出実績のあるペルー、メキシコを調査対象国として考える。

以上の考察の結果、本事業では、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書」に示されたマレーシア（半島）、ペルー、メキシコを含む以下の国を、調査対象国として提案した。

表 2.2.3 本事業の調査対象国

調査国	提案理由
中国	2015年木材輸入額が第1位
マレーシア	2015年木材輸入額が第4位、FLEGT-VPAの交渉中
インドネシア	2015年木材輸入額が第5位、FLEGT-VPAの導入中
ベトナム	2015年木材輸入額が第7位、FLEGT-VPAの交渉中
ペルー	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中
メキシコ	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中

## 2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第5条で事業者の責務として課せられた「デュー・ディリジェンス」の基本概念に基づいて、次のマトリックス表を活用した。

表 2.2.4 デュー・ディリジェンス基本概念のマトリックス表

デュー・ディリジェンス	製造	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
リスク評価							
リスク低減							

デュー・ディリジェンスの構成要素としては、①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減がある。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、製造から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。また、製品種目は、調査対象国若しくは調査地域において、木材製品の全輸出額のうち主たる割合を占める製品を優先的な調査対象とすることとした。基本的には、木材チップ、丸

太、製材品及び木質パネルを想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税率表第9部第44類（木材及びその製品並びに木炭）に掲げられている品目を調査対象とすることとした。

### **(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲**

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

### **(2) 「リスク評価」の手法と留意事項に関する調査範囲**

EU木材規制による合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権
- 税金と手数料
- 木材伐採
- 第三者の権利
- 貿易と輸送

そこで、本事業では、このようなリスク評価の調査範囲を参考にして、各国の合法性の定義を適用した場合の脆弱性を明らかにすることとした。また、FLEGT-VPAにおけるリスク評価の手法も参考することとした。

### **(3) 「リスク低減」の手法と留意事項に関する調査範囲**

同じくETTFがEU木材規制に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

そこで、本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国における、それらの実現性や有効性の特性について調査し、どのようなリスク低減の手法がどのような場合に適切かといった情報について整理することとした。

## 2.2.3 事業の実施方法

本事業は、生産国における情報収集調査と、既往情報の整理の2本柱で構成されている。それぞれについて、実施方法は下記のとおりである。

### 【生産国における情報収集調査】

#### 1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、工程別のデュー・ディリジェンスの構成要素に着目して、情報を収集した。主に収集する情報は、中央政府及び地方政府が施行している木材生産及び取扱いに係る法令・許認可制度とし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、木材生産者、木材加工業者、流通業者等を対象に聴き取り調査を行い、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続きに必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されているEU及び米国に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。

さらに、業界団体や合法性証明及び森林認証機関、NGO等からも情報収集を行った。

一方、本調査の質を高める上で、インターネットに公開されている豊富な情報を収集することも重要である。具体的には以下のWebサイトを中心とした、情報収集を行った。

#### ◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンク・World Resources Instituteが運営しており、ペルー、メキシコを含む中南米の情報も充実している。本提案にある調査対象国全てにおける関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト（業界団体、NGO、行政機関）、リスク評価・低減ツールを掲載している。

#### ◆ NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)

デンマークの合法性証明・森林認証関連NGOが運営しており、上記と同様の内容であるが、特にベトナム、マレーシア、インドネシアにおけるデュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所Chatham Houseが運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Asociación Española del Comercio e Industria de la Madera  
(<http://www.maderalegal.info/fichas>)**

スペインの木材産業流通協会が運営しており、上記と同様の内容であるが、スペイン語による情報が充実しており、中南米に関するより詳細な情報収集が可能である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境NGOが運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

## 2) 調査対象国別の調査手法

### (1) 中国

中国については、独自の森林認証制度であるChina Forest Certification Scheme (CFCS) の導入に向けて、体制整備が進んでいる。また、FLEGT-VPAへの参加を検討はしていないが、EU-FLEGTプログラムとの相互連携メカニズム (BCM) を構築して、違法伐採材対策に係る政府間対話や政策情報の交換、そして独自の連携体制の整備を展開している。

一方、中国は調査対象国として極めて重要であるが、広大な国土と多様かつ複雑な木材流通経路であること、また厳しい国家統制による情報提供の困難性などが予見され、単年度の調査だけでその全てを明らかにするのは困難であると想定された。

そのことから、本事業では中国における認証材流通の基本となるCFCSに焦点を当て、BCMにおける体制構築のための議論も参考にしながら、全体像や運用実態、留意点等を整理することとした。

### (2) ベトナム、マレーシア、インドネシア

昨年度事業において実施したベトナムの調査では、木材の取り扱いに関する通達「01/2012/TT-BNNPTNT」が主要な法令の一つとして整理されたが、聞き取り調査では更に改訂されるとの情報があった。また、FLEGT-VPAの調印署名が2016年11月に予定されており、その後により具体的な取組が決定されていく見通しであった。

このようにベトナム国における合法材への取組は日々改善されており、引き続き情報のアップデートが必要であるという認識があり、本事業では、上記のような取組の最新情報を収集する調査を行うこととした。

マレーシアは、サバ州、サラワク州、半島部の三つの地域で木材合法性保証システムを運用している。

本調査では、システム別にその構造を体系的に整理し、日本の木材取扱事業者が手にする合法性証明書類が発行されるまでの合法性の要件、検証方法及び証明手順の把握を行うとともに、森林認証の実施状況についても把握し整理することとした。

インドネシアにおいても、「Standard Verifikasi Legalitas Kayu (SVLK)」により合法性証明を実施している。同システムは、合板、製材、その他林産物のトラッキングを可能とし、輸出品については合法性証明（V-Legal Document）、輸入林産物にも合法性証明の添付を義務づけるなど、改良と適用範囲の拡大をしながら、透明性が高いシステムを目指して、積極的に運用を進めている。また、FLEGT-VPAが締結され、V-Legal Documentと連動したFLEGTライセンスの発行とライセンス材の輸出を世界で初めて2016年11月15日から実施した。

したがって、本事業では、これらの現状把握のための情報収集を行うこととした。

### (3) メキシコ、ペルー

メキシコ及びペルーについては、FLEGT-VPAは検討されていないが、両国にとり最大の木材輸出相手国である米国の改正レイシー法への対応におけるデュー・ディリジェンスの体制整備状況を調査し、参考にすることとした。

#### 【既往情報の整理】

本事業は生産国に着目した情報収集調査であるが、既往情報の整理に当たっては、木材等製品を輸入する本邦木材事業者の視点に立ち、どのような生産国情報の整理の仕方が有効であるか確認する必要があった。そのため、ウェブサイトを利用すると想定される中小規模の木材等事業者（輸入業者）や関係団体からヒアリングを行った。

情報を掲載するウェブサイトとしては、生産国において収集した情報に加えて、クリンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も掲載し、包括的な情報が取集・確認できるようなウェブサイトを想定した。

生産国において収集した情報の整理方法としては、生産国の木材流通状況（概要）、関連法令・許認可制度、その他の情報に大きく分類し、それぞれ下記のような事項を盛り込むことを想定した。

### **(1) 生産国における木材流通状況（概要）**

国産材及び主な原産地国別輸入材の流通状況を概観するとともに、主な品目別対日本輸出状況などの、国としての全体的な傾向や、日本の木材等輸入業者として着目すべき点・理由を明確にした。

### **(2) 関連法令・許認可制度**

各国の合法性の定義としての関連法令及び許認可制度に関する情報をデュー・ディリジエンスのリスク評価の5項目に沿って分類・整理するとともに、実際に確認が必要な主要な書類・情報等と、それらの確認方法における注意点（該当する場合）などを整理した。

### **(3) その他の情報**

その他の情報として、生産国のFSC、PEFC、及びPEFCと相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況を整理するとともに、合法性のリスク情報等がある場合には客観的な立場から整理した。

## **2.3 事業の実施体制**

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、ウェブサイトに掲載可能な状態に整理するものである。調査対象国は、TPP加盟国・交渉参加国を中心に、中国、マレーシア、ベトナム、インドネシア、ペルー及びメキシコの6ヶ国である。

本事業を実施するに当たっては、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要があるため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成した。

共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会は、中国、ベトナム、インドネシア及びペルーにおいて業務を実施中であり、メキシコにおける業務経験も有している。また、我が国の国家森林資源データベース開発・運用等、森林情報の収集・解析・管理においても実績を有している。

一般社団法人全国木材検査・研究協会は、マレーシア、ベトナム、インドネシアにおける木材流通に精通し、昨年度事業「違法伐採現地情報収集等事業（木材流通実態・事業者動向調査及び合法性リスク評価に係る取組動向調査）」も実施している。

本事業の実施に当たっては、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集と分析を行うため、一般社団法人全国木材検査・研究協会がマレーシア、一般社団法人日本森林技術協会がその他の調査対象5ヶ国を分担して、現地調査を実施した後、主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会が報告書として取りまとめ、全体を通じて、より品質の高い業務遂行を図った。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査には、一般社団法人日本森林技術協会事業部指導役を配置した。それ以外の事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置するとともに、一般社団法人全国木材検査・研究協会に臨時職員2名を配置し、調査業務の補佐、資料作成の補助、事業の進行管理・業務調整等を担当した。

## 2.4 事業の実施スケジュール

6ヶ国の調査対象国のうち、中国、メキシコ及びペルーにおいては、1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。マレーシアについては、3地域にそれぞれ1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。インドネシア及びベトナムにおいては、事前調整を含め2回の調査を実施した。

調査対象国別的情報収集調査は、下表のとおり行った。

表 2.4.1 調査対象国別的情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
中国	2017年10月17日～10月25日
マレーシア（サバ州）	2017年7月10日～7月22日
マレーシア（サラワク州）	2017年8月20日～8月27日
マレーシア（半島部）	2017年10月2日～10月8日
インドネシア	第1回現地調査：2017年5月17日～5月26日 第2回現地調査：2017年9月18日～10月1日
ベトナム	第1回現地調査：2017年6月12日～7月2日 第2回現地調査：2017年8月14日～8月19日
ペルー	2017年8月5日～8月20日
メキシコ	2017年9月30日～10月15日

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成29年4月及び同年8月に提出できるように実施した。

## 2.5 報告会の開催

現地調査結果を、上記「クリーンウッド・ナビ」の情報更新に先がけて、広く関係者に報告するため、下記のとおり、報告会を実施した。

### ◆ 現地調査報告会

日時：2018年3月7日（水）

9時30分～13時00分

場所：主婦会館プラザエフ

7F 「カトレア」

〒102-0085

東京都千代田区六番町十五番

参加者数：58名



## 4.4 中国

中国の木材合法性に係る関連情報について、既往情報として、林野庁による補助・委託により、一般社団法人全国木材組合連合会が作成した直近数年間の各種事業報告書<sup>1</sup>に、以下の項目を含む詳細内容が記述・公開されている。

- 中国国内の森林、林業、および木材産業の現況（地域別・品目別）
- 中国による木材・木材製品の輸出入の現況（品目別・相手先国別）
- 中国政府による違法伐採対策の概況（推進体制、政府調達、国際協力等）
- 中国国内における各種森林認証制度の発展と中国政府による支援の概況
- 民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- 現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ<sup>2</sup>

したがって、中国の国産材および輸入材の、それぞれ地域別・相手先国別の流通状況の傾向等を、品目別に把握する上では、まずそちらを参照されたい。

本章においては、それら各種流通や利害関係者による取組を形成する原則となる、木材・木材製品の合法性に係る関連法令および必要書類等について、体系的に整理することを目的として記述することとする。

調査方法として、NGO・NEPConによるリスクレポート<sup>3</sup>の文献調査を基に、現地当局および関連業界団体に聴取調査を実施することで、事実関係の裏付けや詳細の確認、その他リスク情報等の収集を図った。

なお、アジア・アフリカ等の、腐敗認識指数等により比較的高リスクとされる第三国から中国が輸入する木材の合法性リスクについては、国内外の様々な研究機関や NGO が各種レポート<sup>4</sup>を公表しており、詳細についてはそちらも併せて参照されたい。

### 4.4.1 木材等の生産及び流通の状況

各種林政改革等の影響により、中国税関統計によれば、木材の国内生産量が 2008 年以降は約 8,000 万立米でほぼ横ばいに推移している。

一方で、その間に内需拡大により、輸入量が急速な勢いで倍増したことで、貿易量収支は輸入超過状態にある。ロシアや東南アジア、オセアニアの島嶼国やアフリカの開発

<sup>1</sup> 一般社団法人全国木材組合連合会（2017）「中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書」（平成 28 年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業）（[https://www.goho-wood.jp/jigyou/h28/doc/h28report\\_china1\\_jp.pdf](https://www.goho-wood.jp/jigyou/h28/doc/h28report_china1_jp.pdf)）及び一般社団法人全国木材組合連合会（2015）「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」（平成 26 年度林野庁補助事業・地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業（合法木材普及促進事業））（<https://www.goho-wood.jp/jigyou/h26/doc/h26report2.pdf>）

<sup>2</sup> その他に大手外資系家具製造販売会社による独自の合法性確認システムを解説したレポートがある。World Resources Institute. 2013. Case Study: IKEA's response to the Lacey Act: due care systems for composite materials in China. ([http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA\\_China.pdf](http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA_China.pdf))

<sup>3</sup> NEPCon China Timber Risk Profile （<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-china>）

<sup>4</sup> フェアウッド・パートナーズ「クリーンウッド法に対応する木材 DD のための実践情報（国別リスク情報・中国）」（[http://www.fairwood.jp/consultation/howto\\_dd\\_world\\_cn01.html](http://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd_world_cn01.html)）

途上国を含む、違法伐採材の混入リスクが比較的高いとされる世界各国からの輸入材を加工して、日本を含む国際市場に再輸出して、世界最大の木材市場を形成している。

我が国は中国から合板や集成材などのボード類を中心に大量の木材を輸入しており、我が国の木材輸入額において中国は最大の輸入相手先国である。

2014年時点で、木材輸出額の半分程度が、デュー・ディリジェンスを義務化している欧米豪を輸出先としているため、森林認証制度の利用を含む様々な合法性確認の取組への議論が活発化している。

## 4.4.2 森林管理及び合法木材に関する法令及びその運用

### 1) 関連法令及び必要書類等

#### (1) 合法的な伐採権

##### ① 土地所有権

###### 森林の種類

後述の土地所有権の適用や運営の方法は、段階的な法令改正により多層的に分類された森林の種類によって異なるため、その理解が基礎となる。

森林法第4条は、大枠として森林を、保安林（原語：防護林）、特殊用途林（自然保護林、母樹林、実験林、国防林、革命記念林など）、用材林、薪炭林、経済林の五種類に分類している。

更に国务院意見<sup>5</sup>により、これら五種類を生態公益林（保安林、特殊用途林が該当）と商品林（用材林、薪炭林、経済林が該当）に二別している。

うち、生態公益林については、天然林または人工林であるかを問わず、保全価値や用途により伐採許可の可否や条件が異なる。条件としては、科学調査や森林災害の管理、または生物多様性の保全や天然更新の促進のための間伐等であることを設定しており、伐採許可の発行は非常に限定的である。

一方で、商品林は更に天然林（天然用材林、薪炭林が該当）か人工林（人工用材林、経済林が該当）かにより、伐採許可条件が異なる。

天然林における伐採は、2017年末までに国有林・集団林を問わず全面的に禁止する予定となっている。ただし、薪炭林についても、その他用材としての利用は禁止しているが、生活自給用の薪炭採集のみ許可している。

人工林については、人工用材林、つまり植林の伐採と用材利用を関連法令の遵守を条件に許可しており、中国の国産材の主要な供給源である。経済林は、非木材林産物の産出のために植林された林地であり、収穫過減により経済性が見込めなくなった場合にのみ、伐採と用材利用を許可している。

---

<sup>5</sup> 中共中央国务院关于全面推进集体林权制度改革的意见  
([http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content\\_1057276.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1057276.htm))

表 4.4.1 伐採及び用材利用許可条件の枠組となる森林区分

國務院意見区分		森林法区分	伐採・用材利用の可否	
生態公益林		保安林 特殊用途林	原則不可 (用途別事由に応じて間伐等を許可)	
商品林	(天然)	用材林	原則不可 (2017 年末から全面禁止)	
		薪炭林	不可 (自給用薪炭利用のみ可)	
	(人工)	用材林	可	
		経済林	可 (非木材林産物の生産機能を終えた樹木のみ)	

### 土地及び森林に係る権利制度

上述の森林法区分の枠組みの中で、中国における木材合法性を定義するに当たり、土地及び森林の所有制度は、憲法<sup>6</sup>や民法通則<sup>7</sup>、森林法<sup>8</sup>や土地管理法など<sup>9</sup>が規定している。

これらにおいて、土地または林地を所有する権利（土地または林地所有権）、土地または林地を使用する権利（土地または林地使用権）、そして土地または林地に依存する自然資源である森林・材木を所有する権利（材木所有権）の 3 種の権利を明確に区別している。

まず、土地所有権における国土一般の分類としては、全人民所有地（国有地）と労働大衆集団所有地（集団所有地（原語：集体所有地））が存在する。

うち、国有地については、国務院が土地所有権を行使し、県<sup>10</sup>级以上の地方行政機関が行政を執行する。国有土地使用権証明書を発行することで、機関や企業、または個人に土地使用権を請け負わせることが可能である。

一方で、集団所有地は、県級以上の行政機関が発行する土地所有権証明書に基づき、郷鎮の集団経済組織、あるいは郷鎮の下部に位置する住民自治単位である村等の集団経済組織または村民委員会が土地所有権を行使する。いずれもそれらの構成員や、他の機関、企業または個人に土地使用権の行使を請け負わせることが可能である。

<sup>6</sup> 中华人民共和国宪法 ([http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node\\_505.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm))

<sup>7</sup> 中华人民共和国民法通则 ([http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content\\_4470.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4470.htm))

<sup>8</sup> 中华人民共和国森林法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=20095&lib=law>) 及び中华人民共和国森林法实施条例 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3950/content-459869.html>)

<sup>9</sup> 中华人民共和国土地管理法 (<http://www.china.com.cn/chinese/law/647616.htm>) 及び中华人民共和国物权法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=89386&lib=law>)

<sup>10</sup> 中国の行政体系は、基本的に中央政策の施行のため、上位から順に省級（省・自治区・直轄市）>地級（地級市・自治州・直轄市轄区）>県級（県・自治県・県級市・地級市轄区）>郷級（郷・民族郷・鎮）により構成されている。

行政区	基本	人口集中地区	上位自治体の直轄	少数民族地域	内モンゴル
省級	省	直轄市	特別行政区	自治区	内蒙古自治区
地級	副省級市・省都	副省級区	副省級自治州	アイマク（盟）	
県級	県	県級市	市轄区	自治県	旗、自治旗
郷級	郷	鎮	県轄区、街道	民族郷	ソム、民族ソム

したがって、林地も同様に国有森林と集団所有林が存在する。国有林の林地使用権は、主に国有森林・工業グループや、国有林業局、国有林場等の経営管理機関により行使される。

その一方で、集団林の林地使用権は、主に郷村林場や農家、企業が請け負う。請け負われた林地使用権（林地請負經營権）は、相続、譲渡、抵当化、担保化、および株式化が可能である。

なお、請負の際に、県林業局等が、林地所有権に係る紛争が無いことを確認<sup>11</sup>した上で、全国統一様式による林権証を発行<sup>12</sup>する。発行に当たり、契約書には契約者両者の名前と住所、対象となる森林の詳細、請負の開始日と終了日、契約金額、支払い方法が明記される必要がある。なお、一部地方行政区域は、法的に林地と分類されていない土地の森林についても、林権証の発行権限を有することがある。

林地使用権または林地請負經營権によって造林が可能になり、その成果として材木所有権を保持することができる。

表 4.4.2 森林に係る権利制度<sup>13</sup>

属性	権利名	権限	権利者
土地	林地所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団
	林地使用権 (請負經營権)	占有、使用、収益	国、集団、私的主体
地上物	材木所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団、私的主体
	材木使用権	占有、使用、収益	国、集団、私的主体

※材木使用権は独立した法定権利であるが、基本的に林地使用権・材木所有権に付隨する。

以上のことから、全人民（国）または労働大衆集団は、林地を所有したうえ、それを利用および材木を所有することができるのに対して、それ以外の企業や個人等は林地を所有することができず、その請負利用及び材木の所有のみが可能である。

なお、事業者は全て、県級以上の工商行政管理局により商業登記証の発行を受ける必要がある<sup>14</sup>。その際に事業目的または範囲を定めて、毎年実施される監査時に事業内容がそれを逸脱していないことを証明する必要がある。

また、商業登記証の発行から30日以内に、税關總局（原語：国家稅務局）の県级以上の所轄稅務局より、稅務登記証の発行を受ける必要がある<sup>15</sup>。稅務登記証は、銀行口座の開設と付加価値税送り状（原語：發票）の購入に際して必要となる。

これら一連のプロセスを経て、両登記証の発行を受け、維持しない限りは、事業を操

<sup>11</sup> 中华人民共和国农村土地承包法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=41762&lib=law>)、中华人民共和国农村土地承包经营纠纷调解仲裁法 (<http://www.forestry.gov.cn/main/24/content-204668.html>)、及び林木林地权属争议处理办法 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204759.html>)

<sup>12</sup> 林木和林地权属登记管理办法 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204744.html>)

<sup>13</sup> 平野悠一郎（2013）「中国の集団林権制度改革の背景と方向性」、『林業経済』66(8), pp1-17, 林業経済学会 より抜粋・編集

<sup>14</sup> 中华人民共和国公司法

(<http://wenku.baidu.com/link?url=rklYkWRxwQBLXhGrPRie6g73Ns0fxTfa8Ed6YpN3ujSiDO5pRXKD3WAqNe3nHCtvkkx-V4rMQ95qpywjBanHewDrrFSs67bAffZWpGPh17>)

<sup>15</sup> 稅务登记管理办法 ([http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62924.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62924.htm))

業することができない。

ただし、2015年10月1日以降に設立される法人については、商業登記証と税務登記証を組み合わせた営業許可証（原語：营业执照）が発行される。それ以前に設立された法人についても、2017年11月30日までに、旧式の登記証を全て組み合わせて、営業許可証に取り替えることになっている。

他方、鉱業等の林業以外の事業目的による林地の開発・占有は極力回避することが基本とされているが、必要な場合は中央または県級林業当局の許可を得なければならない<sup>16</sup>。申請の際に事業主は、商業登記証、事業許可関連書類、林權証、求償契約、実行性報告書等を提出しなければならない。これに応じて、林業当局は植生復元計画を策定するとともに、現場監査員を配属する。申請承諾の後、事業者による更新費（後述）の支払を経て、正式に林地使用監査同意書（原語：使用林地审核同意书）が発行される。

表 4.4.3 合法性確認に関する書類例

名称	備考
林權証	林地および材木の所有権・使用権の保持者を確認 伐採許可証でも確認可（詳細は後述） 請負の場合に、林地使用権の転移事実の記載を確認
商業登記証	私企業の場合に確認
税務登記証	2017年12月1日以降は、全て営業許可証に統一
林地使用監査同意書 (使用林地审核同意书)	林地の非林業系土地利用転換を事由に発生した木材の場合に確認

<sup>16</sup> 占用征用林地审核审批管理办法 ([http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content\\_61894.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61894.htm))

林權字( )第 号		森林、林木、林地狀況登記表 No.1		
Name of the holder [Redacted]		林地所有權 利人 森林或林木 所有權利人	林地使用權 利人 森林或林木 使用權利人	
		坐 落	Location	
		小 地 名	林班	小班
		面 積	Area	Main species
		株 数	株 种	Forest type
		林地使用期	Valid period	終止日期
		四 至:	GPS location	
備 記:				
填 证 机 关 (机关印) 年 月 日				
经办人: 負責人: 年 月 日				

別枠により囲んだ箇所は、左頁左上から順に、林権証保持者の名称、発行当局の印章、発行年月日、右頁左上から順に、場所、面積、主要樹種、森林の種類（後述）、使用期間、G P S 位置情報

主な確認点：

- ・ 伐採時も有効か
- ・ 権利者の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 権利者の名称は、発票に記載のものと一致しているか
- ・ 場所は、運輸許可証に記載の始点と一致しているか
- ・ 権利者の名称は、事業・商業登記証に記載のものと一致しているか
- ・ 樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 発行当局は、県級以上か

図 4.4.1 林権証のイメージ



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名（原語：营业执照）社会信用番号、法人の名称・住所、営業期間、発行当局の印章

主な注意点：

- ・ 法人の名称は正確か
- ・ 法人の名称は、伐採許可証および発票に記載のものと一致しているか
- ・ 製品の種類は、取扱許可された範囲内として妥当か
- ・ 許可証は取引時も有効か
- ・ 社会信用番号は、発票に記載のものと一致しているか

図 4.4.2 営業許可証のイメージ

## ②コンセッション・ライセンス

林地使用権とそれに付随する材木の所有・使用権について、国有林は全て国家組織が保持しており、集団林は主に村民委員会や個人農家等が保持している。

森林コンセッションが、政府機関の所有する林地の地上物の使用権、つまり国有林の材木使用権を、非政府系の他者に許与するものであるという定義において、中国に該当制度は存在しない。

## ③森林管理・伐採計画

森林法および森林法実施条例は、各級の森林行政機関に全体計画の策定を義務付けている。また、明確な権利のもとに森林管理を実施しているあらゆる事業体に、全体計画に依拠した森林管理計画を策定すべきとしている。通常、森林管理計画は 10 年単位とし、用材林の場合は 5 年単位としている。同時に、木材生産計画も併せて策定すべきとしている。

該当する事業体を計画作成単位と定めて、以下の 3 種類に分類したうえで、異なる計

画作成過程を課す。

第1類：国有林業局、国有林場、国有林業経営会社を含む国有林経営機関等

第2類：200ha以上の中堅林を管理する集団経営組織または民間企業等

第3類：その他の中堅林を管理する集団林組織または民間企業等

計画作成過程として、第1類は、森林資源インベントリに基づいて両計画を作成したのち、該当級の林業当局による審査を経て、承認を得る。

第2類は、県または省級林業当局の指導の下に、簡易な森林管理計画を作成するとともに、5m<sup>3</sup>以上の伐採の場合に木材生産計画を作成する。

第3類は、第2類と同様であるが、県級林業当局と共同で作成する。

なお、國務院により5年毎に、成長量を超過しない範囲で年間木材収穫量が決定され、収穫量を割り当てる。この収穫量に基づき木材生産計画を策定する必要がある。

収穫量の策定過程として、第1類（国有林）の場合は、前述の両計画作成と同様に森林資源インベントリに基づいて割当量を算出して、国家林業局及び國務院に提出後、承認を得る。

第2・3類（集団林）の場合は、県級林業当局が割当量を算出して、省級で集計・調整後、國務院に提出して最終決定する。

ただし、第1類による森林管理計画の策定は義務であるが、その作成過程や履行実態の公的なモニタリングは実施されておらず、必ずしも厳格に法施行がなされているわけではない。中国林業科学院の調査によれば、結果として、第1類の多くは履行遵守しているものの、未だに部分的または全面的に要求を満たしていないケースが存在する。したがって、このような第1類事業体が生産した木材の場合は、違法性を帯び得る。

また、一方で第2・3類については、森林管理計画の策定が要求ではあるが義務ではないために、ほとんどの事業体は履行遵守しておらず、小規模事業体を中心に木材生産計画すら作成していないケースも多く存在する。とはいっても、あくまでも義務ではないため、このような第2・3類事業体が生産した木材は必ずしも違法性を帯びるわけではない。

したがって、特に第1類事業者については、両計画の有無や整合性、県単位の法施行実態を、地域の県級林業当局に確認することが求められ得る。なお、現在は中国当局もこれらの問題性を認識しており、解決のための制度改善が急務となっている。

表 4.4.4 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業体は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業体を問わず林業当局の承認が必要 森林管理計画に含むことが可
年間収穫量割当許可	國務院の承認が必要

5.3 生态公益林培育管理	- 40 -
5.4 商品林培育管理	- 41 -
5.5 经济林培育管理	- 44 -
5.6 竹林培育	- 45 -
5.7 林下经济景观规划	- 45 -
5.8 种苗规划	- 45 -
<b>第6章 森林采伐</b>	<b>- 47 -</b>
6.1 采伐原则	- 47 -
<b>Information of harvesting volume</b>	<b>- 47 -</b>
6.3 伐量的确定	- 48 -
6.4 伐区配置	- 52 -
6.5 毛竹采伐	- 53 -
<b>第7章 非木质资源经营</b>	<b>- 54 -</b>
7.1 经济林经营	- 54 -
7.2 林木良种培育	- 54 -
7.3 绿化苗木生产	- 54 -
7.4 林下经济开发	- 54 -
7.5 森林旅游资源开发	- 55 -
<b>第8章 森林保护</b>	<b>- 56 -</b>
8.1 生物多样性保护	- 56 -
8.2 森林防火防控	- 56 -
8.3 有害生物防控	- 57 -

## Chapter 6 Forest Harvesting

### 第6章 森林采伐

#### 6.1 采伐原则

(1) 森林经营遵循最小生长量、保证育林管护的后备资源，使蓄积量不透支，满足森林经营和森林资源品质、分龄生长、更新美化、抚育采伐等，综合森林经营方案和经营目标，系统分析，调整森林蓄积量优先级和木材生产量，有利于改善森林健康状况，保持和维护森林生态系统的生产力和可持续经营能力。

(2) 遵循《“十三五”期间森林采伐限额编制方案》、《森林公益性资源管理暂行办法》、《广西壮族自治区森林资源经营设计经营技术规程》、《关于分解下达“十三五”期间森林采伐限额计划和2011-2020年木材采伐计划的通知》(桂林发〔2011〕73号)等文件等技术规程，开展森林采伐限额工作，制定年度森林采伐限额计划，年度采伐计划以及森林更新计划。

#### 6.2 采伐年龄与轮伐期 Design of harvesting

根据国家有关《森林采伐更新管理办法》、《广西壮族自治区森林资源经营设计经营技术规程》和《广西壮族自治区森林采伐限额设计技术规程》，根据树种经营的不同，确定各树种的轮伐期。

表5-1 森管类别的采伐年龄、轮伐期、采伐方式设计一览表							
森林类别	采伐年龄 (年)	轮伐期 (年)	采伐方式	采伐年龄 (年)	轮伐期 (年)	采伐方式	采伐年龄 (年)
森林经营类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林更新类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林经营类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林更新类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林经营类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林更新类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林经营类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林更新类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林经营类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40
森林更新类	40	40	皆伐	40	40	皆伐	40

#### 森林管理計画に木材生産計画を含み記載した例

##### 主な確認点：

- ・当局により承認されたものか
- ・伐採時に有効か
- ・許容伐採量は、明記されているか
- ・年間伐採量は、年間成長量よりも少ないか
- ・該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・対象地域に自然保護区は含まれるか、また含まれる場合はどのような保護対策を計画しているか

図 4.4.3 森林管理計画のイメージ

#### ④伐採許可

伐採施業を開始する前に伐採許可を取得する必要がある。伐採許可は、対象が集団林の場合は県級林業局へ申請する。その他の場合は、申請主体が属する等級が該当する県、省、または国家林業局の各級林業当局へ申請する。

取得申請の際に提出が必要な書類・条件は以下の通りである。

- ・伐採施業計画
- ・前年度の更新検査合格証（該当する場合）<sup>17</sup>
- ・更新費の支払（詳細は後述）
- ・林地所有権証明書または林権証（前述）

伐採施業計画は、割当許可された範囲内で収穫量を定めるとともに、伐区範囲や伐採樹種、伐採方法などを明記する必要がある。伐採許可を発行する当局は、施業後に計画通りの伐採と再造林が履行されたか否かを確認する権限を有する。

なお、人工用材林については、胸高直径が10cm未満の立木や竹林を伐採量の算出に含まない。また、実際の年間伐採量が年間割当量に満たない場合は、県級林業当局の承認と国家林業局の書面認定を条件として、余剰分を次年度に持ち越すことが可能である。

また、多くの省は、農家が家屋や農地周縁部で自家消費用に伐採する際に、伐採許可の取得義務を免除している。ただし、森林保護に重点を置く一部の省では、村民委員会による信任状や、更にはその信任状に加えて伐採許可の取得を要求する場合がある。

伐採許可証の有効期間は、通常3ヶ月から半年までであるため、それよりも長期にわたる同一の伐区での伐採施業の場合には、複数回許可証を取得する必要がある。ただし、伐採量が大きいと、有効期間も長く設定して発行される。

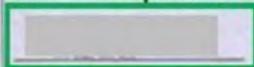
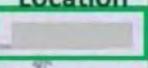
表 4.4.5 合法性確認に関する書類例

名称	備考
森林伐採許可証 (原語: 林木采伐许可证)	記載内容を後述の各種書類と照合確認

<sup>17</sup> 森林采伐更新管理办法 ([http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content\\_1860813.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860813.htm))

**Forest harvesting permit**  
**林木采伐许可证**

编号: 34060301151207001

<b>Holder of permit</b> 	相山区 采字[2015]第1207号	<b>Location</b> 
根据 采伐申请 提报的伐区调查设计(申请), 经审核, 批准在 场(乡镇) / 林班(村) / 作业区(组) / 小班(地块)采伐。 采伐四至: 东 相阳沟 南 一组地 西 石渠 北 程庄生产路 GPS 定位: / / / / / / <b>Species</b> 林分起源: 人工 林种: 一般用材林 树种: 意杨 权 属: 集体 林权证号(证明): / 采伐类型: 主伐 采伐方式: 等高 采伐强度: 20% 采伐面积: 3.93 公顷(株数: 2100) <b>Harvest Volume</b> 采伐蓄积: <b>Time of harvesting</b> (出材量) 356.8 立方米 采伐期限: 2015 年 12 月 0 日至 2015 年 12 月 31 日 更新期限: 2016 年 03 月 14 日 更新面积: 3.93 公顷(株数: 2100 株) <input type="checkbox"/> 占限額 <input type="checkbox"/> 不占限額 备注: 占限額 意杨,采伐2100株,商品材蓄积548.90立方米,商品出材356.80立方米		
<b>Seal of issuing authority</b>  管理机关(章)  发证人(章):  领证人: <b>Issuing time</b> 发证日期: 2015 年 月 日		
注: 1. 此证一式二联。第一联为存根, 第二联为采伐凭证。 2. 超过规定采伐期限, 此证无效。 3. 采伐凭证需印省級以上林业主管部门采伐许可证管理专用章。 4. 非国有林木采伐不填写GPS定位。		

枠内の別枠により囲んだ箇所は、上から順に、許可証保持者の名称、伐採場所、樹種、許可伐採量、伐採期間、発行当局の印章、発行年月日

主な確認点:

- ・ 伐採期間は、運輸許可証に記載の運輸日よりも前か
- ・ 妥当性のある当局による印章があるか (その真偽確認は記載当局に直接問い合わせが必要)
- ・ 許可対象となる面積と森林の種類は記載されているか
- ・ 許可証保持者の名称は、発票における販売者の名称と一致しているか
- ・ 伐採量は、発票、運輸許可証、および植物検疫証明書に記載の量以上か
- ・ 樹種は、発票、運輸許可証、および植物検疫証明書に記載のものと一致しているか
- ・ 伐採場所は、運輸許可証に記載の始点と同一または近隣か

図 4.4.4 伐採許可証のイメージ

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

伐採に係るロイヤルティは、事業者の経済的かつ事務的な負担を取り払い、植林を奨励するため徴収しておらず、現在は更新費及び植物検疫費の2種類の関連費用を徴収しているのみである。

このうち、更新費は、木材や竹、その他林産物の素材購入者が支払い、各級担当林業局が徴収して、伐採地の復元・維持に使用される。更新費の支払は、伐採許可証の発行条件となっていることから、原則として伐採許可証により更新費の支払を確認することが可能である。

また植物検疫費は、同素材購入者が支払い、検疫事務所が徴収して、検疫や種子・苗木の防疫管理に使用される<sup>18</sup>。これも同様に後述の植物検疫証明書の発行に必要なことから、原則として植物検疫証明書により植物検疫費の支払を確認できる。なお、中小規模事業者は植物検疫費の支払が免除されている<sup>19</sup>。

表 4.4.6 合法性確認に関する書類例

名称	備考
更新費の領収書 (または森林伐採許可証)	森林伐採許可証の発行条件
植物検疫費の領収書 (または植物検疫証明書)	植物検疫証明書の発行条件 中小規模事業者は支払義務が免除

### ②付加価値税とその他売上・販売税

産業振興策として数々の免税措置を施したことで、現在、生産・販売事業者は付加価値税（原語：增值税）<sup>20</sup>、都市維持建設税、所得税（後述）の3種類のみの納税義務を有している。このうち、都市維持建設税は付加価値税に付随して徴収するものである。

また付加価値税については、丸太に原則13%を課税するが、小規模事業者の場合は4%に減免している。林地残材や残渣物を使用して製造する者、自ら生産・製造した商品を販売する森林経営者、および法人化せず所有する立木を販売する個人を免税対象者として指定している<sup>21</sup>。

納税するに当たっては、前述のとおり、事業者は全て商業登記証の発行から30日以内に、税關総局の県級以上の所轄事務所より、税務登記証を取得する必要がある<sup>22</sup>。

付加価値税の納税証明については、納税額の表記を含むインボイス、つまり送り状がその役割を果たす。

中国においては、日本のように事業者が独自の自由な形式で請求書・領収書を発行す

<sup>18</sup> 植物检疫条例实施细则（林业部分）（<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204766.html>）

<sup>19</sup> 关于取消、停征和免征一批行政事业性收费的通知

（[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zchengcefabu/201412/t20141229\\_1173518.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zchengcefabu/201412/t20141229_1173518.html)）

<sup>20</sup> 中华人民共和国增值税暂行条例（[http://www.gov.cn/zxft/ft162/content\\_1171395.htm](http://www.gov.cn/zxft/ft162/content_1171395.htm)）

<sup>21</sup> 财政部国家税务总局关于以三剩物和次小薪材为原料生产加工的综合利用产品增值税即征即退政策的通知

（[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengbuwengao2006/caizhengbu20069/200805/t20080519\\_24448.html](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengbuwengao2006/caizhengbu20069/200805/t20080519_24448.html)）

<sup>22</sup> 中华人民共和国税收征收管理法（[http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content\\_146791.htm](http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_146791.htm)）

ることができず、税務局より購入する法定の送り状（以下：発票）を使用する必要がある<sup>23</sup>。

売買取引において、売り手は税務局から発票用紙を購入し、金額や取引先等の情報を印刷したものを受け取る手に提出する必要がある。

反対に、受け取った手は税務申告して経費認定を受けるため、発票を提出する必要があることから、売り手に発票を要求する動機を有している。

偽造及び脱税対策として、税務局は発票を連番登録管理しており、税務申告の際に提出されなかったものについては確認等を義務付けていることから、売り手には正確な売上報告が求められる。

もう一方で、売り手はその営業許可範囲により発票に記載が可能な内容が定められていることから、受け取った手は税務申告で必ず受理されるよう、記載内容の整合性を確認する動機を有している。発票の基本情報は、税務局が管理するオンラインシステムにより公表され、広く一般によりその真贋または整合性の確認が可能となっている。

表 4.4.7 合法性確認に関する書類例

名称	備考
付加価値税（增值税）送り状 (原語：発票)	売り手より入手

<sup>23</sup> 中华人民共和国发票管理办法 (<http://www.chinanews.com/fz/2010/12-27/2748437.shtml>)



別枠により囲んだ箇所の英訳は、上から順に、発行年月日、売り手の名称、住所・電話番号、製品名、数量単位、数量、買い手の名称、住所・電話番号

#### 主な確認点：

- ・ 発行年月日は記載されているか、そして妥当か（特に伐採許可証に記載の日付より後か）
- ・ 量・数量は、運輸許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 製品名は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 売り手および買い手の名称は、運輸許可証に記載のものと一致しているか

図 4.4.5 発票のイメージ

### ③収入及び利益税

原則として、事業体には 25% の所得税の支払を義務付けており、零細または小規模事業体は例外的に 20% に減免している<sup>24</sup>。

しかし、財政部および国家税务总局の通達<sup>25</sup>により、森林管理、苗木の生産、及び一次加工に従事する事業体、並びに、小径木、林地残材、工場の木材残渣を使用して、木質パネル、木材チップ、木質飼料、木炭、小片（パーティクル）等を製造する二次加工事業体については、所得税を免税している。また、国境地帯に位置する国有林場についても所得税を免税している。

したがって、素材生産および一次加工事業体には、所得税を納税する義務が実質的ない。

ただし、同一事業体内で上記業態に加えてその他の事業を実施する場合は、免税対象となるために会計を分離する必要がある。

<sup>24</sup> 中华人民共和国税收征收管理法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=206072&lib=law>) 及び中华人民共和国企业所得税法 (<https://wenku.baidu.com/view/aabaf2718e9951e79b8927d4.html>)

<sup>25</sup> 财政部・国家税务总局关于林业税收政策问题的通知 (<https://wenku.baidu.com/view/4ac4c5b4960590c69ec376f7.html>)

### (3) 伐採施業

#### ①林業（木材伐採）規則

前述のとおり、伐採施業には伐採許可を取得する必要があるが、申請の際に伐採施業計画を作成・提出しなければならない。

この伐採施業計画は、森林伐採作業規程<sup>26</sup>に則り作成する必要がある。

具体的には、伐区の境界と面積を確定するとともに、伐区の立木密度、蓄積量、樹種構成、林齡構成等を調査して、伐採量と伐採施業方法を選択、最後に管轄林業当局による承認を得る<sup>27</sup>。

伐採施業計画と伐採許可証は、施業現場で常に利用可能でなければならず、その記載内容に厳格に基づいて実際に施業しなければならない。実際の施業における伐区の範囲や伐採量は、計画段階で定められた誤差範囲を超えてはならないことになっている<sup>28</sup>。

施業時は、特に若齢の残存木の保護や、造材等により発生した枝葉末節等を林地に極力残さないことなどが、更新促進を目的として義務付けられている。

施業後は、伐採許可を発行した当局が現場検査を実施して、合格した場合に更新検収合格証を発行する。なお、村民委員会と個人の農家については、自己検査の結果を県または省級当局がサンプリング調査することにより簡易化を図っている。

表 4.4.8 合法性確認に関する書類例

名称	備考
伐採施業記録	伐採許可証と伐採施業計画の内容と照合
更新検収合格証	村民委員会と個人農家は発行対象外

#### ②保護地域及び樹種

前述のとおり、保護地区に属する森林または保護樹種を含む森林は、基本的に生態公益林という大枠のもと、保安林または特殊用途林に指定されている。その指定基準<sup>29</sup>や管理方法<sup>30</sup>の詳細を定め、伐採は森林管理や更新促進を目的としたものに限定しており、林業当局による幾重もの審査を経て承認される必要がある。

また、自然保護区条例<sup>31</sup>に則り、環境保護部や国家林業局などの行政機関が自然保護区の制度を確立して管理しており、自然保護区の運営との整合性のある経済技術政策の展開を国家に義務付けている。

自然保護区においては、最低位の保護レベル地帯を除き、伐採、狩猟、放牧、漁労、開墾、採鉱、採石を禁止している<sup>32</sup>。最重要地帯と緩衝地帯においては、観光やいかなる

<sup>26</sup> 中华人民共和国行业标准森林采伐作业规程

(<http://ylj.nanjing.gov.cn/jsbz/201606/P020160627845973156310.pdf>)

<sup>27</sup> 国家林业局关于完善人工商品林采伐管理的意见

([http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile\\_1130.html](http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile_1130.html))

<sup>28</sup> 最高人民法院关于审理破坏森林资源刑事案件具体应用法律若干问题的解释

(<http://www.forestry.gov.cn/portal/zfs/s/809/content-105803.html>)

<sup>29</sup> 国家级公益林区划界定办法 (<http://www.forestry.gov.cn/portal/xby/s/1277/content-126974.html>)

<sup>30</sup> 生态公益林建设技术规程 (<https://wenku.baidu.com/view/198bbc32f11f18583d05a32.html>)

<sup>31</sup> 中华人民共和国自然保护区条例 ([http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/27/content\\_70636.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/27/content_70636.htm))

<sup>32</sup> 国家级自然保护区监督检查办法 ([http://www.fdi.gov.cn/1800000121\\_23\\_61805\\_0\\_7.html](http://www.fdi.gov.cn/1800000121_23_61805_0_7.html))

生産活動も禁止している。最重要地帯に至っては、立入 자체を禁止しており、科学調査を目的として立入を希望する場合は、事前に省級当局に活動計画を提出して立入許可を取得する必要がある。

このような森林・土地利用区分のもと、野生植物保護条例<sup>33</sup>は、保護当局による全国または地域レベルで絶滅が危惧されている植物種の保護対策の実施を定めている。それら植物種の発生地帯は自然保護区に設定し、必要に応じて繁殖基地や生殖細胞バンクの設立運営等も実施することとしている。

国務院は全国区の絶滅危惧種のリストを、省行政局は地区区の絶滅危惧種のリストをそれぞれ承認・公開している。それらの学術目的の採集や人工的な栽培のためには、いずれも県級林業当局の承認のもと、全国区の絶滅危惧種は国家级林業当局より、地区区の絶滅危惧種は省級林業当局よりそれぞれ許可を受ける必要がある。

表 4.4.9 合法性確認に関する書類例

名称	備考
森林伐採許可証	伐採許可を得た樹種、伐区の位置、伐採禁止区域等の情報を含む
希少種・絶滅危惧種リスト	全国区及び地区区の両方が存在する
生態公益林分布図	地域の林業局または国有林場より入手可

### ③環境配慮事項

森林伐採作業規程<sup>34</sup>により、林業機械の使用・保管や廃棄物・排水の処理等の基本的な衛生管理から、河岸施業における緩衝帯の設置といった具体的な施業方法まで、基調となる様々な環境配慮事項を規定している。

また、国家林業局の意見<sup>35</sup>等により、商品林のうち傾斜が 15 度以上の伐区での伐採については、5ha 以上の皆伐施業を禁止したり、5 度以上の林地での植栽や若齢林の間伐については、土壤流出や水質汚染の予防策を求めたりして、土壤・水系の詳細な保護方策を追加的に指定している。

特に土壤流出や水質汚染のリスクが高い生態的に脆弱な地域については、水土保持法<sup>36</sup>が植生保護を求めており、皆伐を全面的に禁止している。保水林や防風林等の保安林については、間伐または更新促進伐採のみ許可している。

森林火災の予防については、国務院による森林防火条例<sup>37</sup>により、県級以上の行政当局が火災予防重点地区をゾーニングして、定期的な火災発生因子の点検や予防策を講じることを義務付けている。予防策の一つとして、因子点検の結果に基づいて森林火災の特別予防期間を設定して、期間中は当局による許可無しに林内に立ち入ることを禁ずる

<sup>33</sup> 中华人民共和国野生植物保护条例 (<http://www.forestry.gov.cn/portal/jsxh/s/3477/content-537529.html>)

<sup>34</sup> 中华人民共和国行业标准森林采伐作业规程 (<http://ylj.nanjing.gov.cn/jsbz/201606/P020160627845973156310.pdf>)

<sup>35</sup> 国家林业局关于完善人工商品林采伐管理的意见 ([http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile\\_1130.html](http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile_1130.html))

<sup>36</sup> 中华人民共和国水土保持法 ([http://www.gov.cn/flfg/2010-12/25/content\\_1773571.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-12/25/content_1773571.htm))

<sup>37</sup> 中华人民共和国国务院令森林防火条例 ([http://www.gov.cn/flfg/2008-12/05/content\\_1171407.htm](http://www.gov.cn/flfg/2008-12/05/content_1171407.htm))

ことがある。

森林法と森林病虫害防治条例<sup>38</sup>は、森林病虫害の予防原則を森林施業計画に適用することを要求しており、また発生した場合は、その重大性に基づき各級の林業当局に報告することを義務付けている。

環境影響評価法<sup>39</sup>は、行政機関による土地利用や建築・インフラ整備事業について、事業計画の提出に先立ち環境アセスメントの実施を義務付けており、森林の土地利用も対象としている。

なお、2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会において、国家全体計画の5本柱に、「経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、生態文明建設」を据えて、環境保護関連事業に注力していくことを明示しており、政策施行や監査体制の強化を図っていくとしている。

表 4.4.10 合法性確認に関する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業体は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業体を問わず林業当局の承認が必要

#### ④安全衛生

労働法により全ての雇用主体は、労働者の健康と安全を守り、職場における事故やあらゆる労働災害を防止することが求められている<sup>40</sup>。そのために必要とされる設備や装備が提供され、一定の危険を伴う労働を担う者には、定期的な健康診断や職業安全教育が施されなければならない。労働災害保険の支払も義務のひとつである。

また、労働組合は労働安全のための法律や規則作りに参加して、その履行の下にある労働者の権利保護に寄与することが求められている<sup>41</sup>。また同様に、労働災害の予防処置を監査する役割を担っており、その勧告を下に雇用主体は予防処置の改善を図らなければならない<sup>42</sup>。

労働当局もまた、労働災害の件数や死者数、職業病患者数等を記録・監理とともに、労働災害保険の支払と適切な運用を監理して、適切な指導を実施することが義務付けられている。

また、女性労働者についても、特有の労働基準を設定して、一定強度のある労働を禁止あるいは抑止している<sup>43</sup>。特に授乳中の女性には、一定強度の労働や、授乳する上で不適当な労働、残業や夜勤を禁じている。

<sup>38</sup> 森林病虫害防治条例 ([http://www.gov.cn/flfg/2005-09/27/content\\_70642.htm](http://www.gov.cn/flfg/2005-09/27/content_70642.htm))

<sup>39</sup> 中华人民共和国环境影响评价法 (<http://www.china-eia.com/en/policiesregulations/lawsregulations/4659.htm>)

<sup>40</sup> 中华人民共和国劳动法 ([http://www.china.org.cn/living\\_in\\_china/abc/2009-07/15/content\\_18140508.htm](http://www.china.org.cn/living_in_china/abc/2009-07/15/content_18140508.htm))

<sup>41</sup> 中华人民共和国安全生产法 (<http://www.safehoo.com/Laws/Interpretation/201502/384140.shtml>)

<sup>42</sup> 中华人民共和国职业病防治法 (<http://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=9208&CGid>)

<sup>43</sup> 女职工劳动保护特别规定 (<http://www.66law.cn/tiaoli/465.aspx>)

昨今、中国政府は国際労働機関の北京事務所と協働して、労働安全と健康の状況改善に向けた様々な取組を実施しており、労働市場一般においては特に労働者の社会保障において改善が見られるとされる<sup>44</sup>。

表 4.4.11 合法性確認に関する書類例

名称	備考
労働災害保険証書	
労働災害記録	
安全教育の実施記録	
特殊作業操作証	チェーンソー作業者等の危険作業従事者
外部委託契約書	外部委託や派遣労働者を使用する場合

Name of wounded		Time of accident			
受伤者姓名	性别	事故发生时间	年 月 日	事故类别	
原健康状况		年龄		岗位工种	
事情经过		安全教育情况		伤害程度	
				事故报告人:	年 月 日
事故主要原因	Reason of accident			Signature of responsible person	
				事故部门责任人签字:	
事故责任及处理意见	Signature of accident company Responsible person and time 单位负责人签字: 年 月 日		事故调查结论		调查组代表签字: 年 月 日
安委会处理意见	年 月 日				

別枠により囲んだ箇所は、左上から順に、被災者の名称、災害発生時の年月日、災害の主な発生理由、労働災害管理部門の責任者の署名、雇用者・責任者の署名および署名年月日

主な確認点：

- ・ 被災者の名前は記載されているか
- ・ 災害発生時の年月日は記載されているか
- ・ 災害の主な発生理由は記載されているか
- ・ 労働災害管理部門の責任者の署名はあるか
- ・ どのような救済措置がなされたか

図 4.4.6 労働災害記録のイメージ

<sup>44</sup> International Labor Organization. 2014. World Social Protection Report 2014-15: Building economic recovery, inclusive development and social justice. ([http://www.ilo.org/global/research/global-reports/world-social-security-report/2014/WCMS\\_245201/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/global/research/global-reports/world-social-security-report/2014/WCMS_245201/lang--en/index.htm))



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、保持者の名称、特殊作業範囲、有効期限、技能再確認の年月、そして本人の証明写真が掲載される

主な確認点

- ・ 保持者の名前は記載されているか
- ・ 作業時も有効か
- ・ 技能再確認の年月が記載されているか
- ・ 特殊作業範囲は記載されているか

図 4.4.7 特殊作業操作証

#### ⑤合法的な雇用

労働法により、全労働者は、雇用の平等性、職業選択の自由、労働の対価、休暇や健康・安全、事前の専門的な職業訓練、社会保障や福利厚生を享受する権利を有しており、労働紛争の調停申請が可能である。また、その属する国籍や民族、性別や信条による雇用差別や、16歳未満の児童労働を禁じている。

林業事業者を含む法人としての雇用組織は、雇用関係を構築するに当たり、必ず労働契約を締結しなければならず、両者の権利と義務を明確にする必要がある<sup>45</sup>。契約書には、雇用期間、労働に係る要求事項の詳細、労働者の保護に係る保障事項、給与、労働規則、契約の解消条件、契約違反に係る責任事項等を記載しなければならない<sup>46</sup>。

原則として、労働時間は一日 8 時間および週 44 時間を超過してはならず、週 1 日の休暇と法定休日の休暇の取得が義務付けられている。雇用者が超過勤務を命令する場合は、労働組合および労働者との交渉に基づき、原則として 1 日 1 時間以内、または特別な事情がある場合に限り 3 時間を上限に可能となる。超過勤務を命令する場合には、通常勤務日については 150%以上、週毎の定期休日については 200%以上、不定期の法定休日については 300%以上を支給しなければならない。

最低賃金については、省級当局が定めた、国務院が公示している。

病欠、産休、退職、失業手当を含む、各種社会保障の提供も義務付けられ、政府の指導の下に更なる拡充が図られている。社会保険の費用の支払は、通常は労働者が賃金のうち 10%を差し引いて支払い、雇用主体は同賃金の 32%を別途追加で支払う。

労働者は、労働者を代表する労働組合により、その権利を保障するために、集団交渉活動を開催する自由がある<sup>47</sup>。また、雇用組織の経営管理に参画するとともに、雇用者の役員会議等において労働者の権利保護に係る交渉に臨むことが可能である。その結果の合意内容について、労働組合または労働者の代表者による署名により、集団単位で契約を締結することができる。必要であれば、労働者、雇用組織、労働組合の各代表により構成される労働紛争調停委員会を組織して調停申請を、それでも紛争解決ができない場合は、裁判所へ訴訟することが可能である。

国家安全生産監督管理総局およびその地方当局は、各種関連法令の施行を監理する役割を有しており<sup>48</sup>、労働組合もまた、上記の労働者の権利の保護や、雇用主体による法令遵守を監理する役割を担っている。

---

<sup>45</sup> 中华人民共和国劳动合同法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=199310&lib=law>)

<sup>46</sup> 中华人民共和国劳动保护法 (<http://www.doc88.com/p-212659327962.html>)

<sup>47</sup> 中华人民共和国工会法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=37083&lib=law>)

<sup>48</sup> 中华人民共和国国务院令・劳动保障监察条例  
(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=55940&lib=law>)

表 4.4.12 合法性確認に関する書類例

名称	備考
労働者および外部委託契約者名簿	
給与支払記録	
雇用契約書	雇用期間や国籍を問わず必要
労働者の社会保障カード（カード）	社会保障費等の保険代支払の証明
社会保障費等の保険代支払記録	

※労働者に係争の有無について聴取調査を実施することも有効

Company name

Payment

Workers' names

別枠により囲んだ箇所は、左から順に、雇用主体の名称、労働者の名称、支払金額  
主な確認点：

- ・妥当かつ正確な支払日が記載されているか
- ・全ての労働者の名称が記載されているか
- ・支払金額は地域の最低賃金を下回っていないか

図 4.4.8 給与支払記録のイメージ

Labor Contract	
<b>劳 动 合 同</b>	
<b>Company name</b>	
甲方（用人单位）名称：	
法定代表人（主要负责人）：	
注册地址：	
经营地址：	
<b>Worker's name</b>	
乙方（劳动者）姓名：	
性别：	出生年月：
居民身份证号码：	联系电话：
现居住地址：	邮编：
户口所在地：	邮编：
<p>根据《中华人民共和国劳动合同法》以及有关法律、法规的规定，经甲乙双方平等自愿、协商一致，共同签订并履行本合同所列条款。</p>	
<b>Working period</b>	
<b>一、劳动合同期限</b> （选择下列其中一项）	
<input type="checkbox"/> 本合同为固定期限劳动合同。合同期从____年____月____日起至____年____月____日止；其中试用期为从____年____月____日起至____年____月____日止。	
<input type="checkbox"/> 本合同为无固定期限劳动合同。合同期从____年____月____日起；其中试用期从____年____月____日起至____年____月____日止。	
<p>别枠により囲んだ箇所は、左頁上から順に、題名（原語：劳动合同）、雇用主体の名称、労働者の名称、契約期間、右頁上から順に、労働の範囲、保護条項</p>	
<p>主な確認点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当かつ正確な日付が記載されているか</li> <li>・支払待遇の詳細は明確か</li> <li>・社会保障・福利厚生について記述されているか</li> <li>・労働時間および休暇日の設定は妥当か</li> <li>・女性や特殊作業を要する労働についての保護条項は記載されているか</li> </ul>	

図 4.4.9 雇用契約書のイメージ



別枠で囲んだ箇所は、上から順に、保持者の名称、社会保障番号

図 4.4.10 社会保障カードのイメージ

Name	ID Code	SI code	Time	Amount		
序号	員工姓名	性別	身份证号	社会保险证(卡)号	最近月份	最近月份缴费金额
01		男	S10602200108	2200	7-8	1244.37
02		男	S10602192501	2200	7-8	1244.37
03		男	S13101193203	2200	7-8	1244.37
04		男	S13101192912	2200	7-8	744.37
05		男	S10602199912	2200	7-8	741.37
06		男	S10181200001	2200	7-8	741.37
07		男	S10181192412	2200	7-8	741.37
08		男	S10181196504	2200	7-8	741.37
09		男	612301194002	2200	7-8	741.37
10		女	612301194405	2200	7-8	741.37
11		女	500383191506	2200	7-8	741.37
12		女	610301197004	2200	7-8	675.27
13		男	612301191503	2200	7-8	675.27
14		男	500383200001	2200	7-8	675.27
15		男	460201200205	2200	7-8	642.35
16		女	612421195401	2200	7-8	946.56
17		女	612421195101	2200	7-8	946.56

各列の項目は、左から順に、労働者の名称、性別、身分証明書番号、社会保障番号、支払月、金額  
主な確認点（保険代支払記録が利用可能な場合）：

- ・全ての労働者の名称が支払記録に記載されているか
- ・全ての労働者の身分証明書の番号が支払記録に記載されているか
- ・全ての労働者の社会保障番号が支払記録に記載されているか
- ・支払の日付が毎月記録されているか

図 4.4.11 社会保障費等の保険代支払記録のイメージ

#### (4) 第三者の権利

##### ①慣習的な権利

55 の認定少数民族が存在する中国にあって、特に民族自治区においては、森林境界や森林資源の使用権、そしてそれらに係る紛争の解決方法について、数々の不文律の慣習法が存在する。

一方で、不文律か否かを問わず、それらの慣習法についての取扱や民族間の調整、紛争解決の原則については、各種関連法案<sup>49</sup>が定めており、国務院下の国家民族事務委員

<sup>49</sup> 中华人民共和国村民委员会组织法

(<https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%9D%91%E6%B0%91%E5%A7%94%E5%91%98%E4%BC%9A%E7%BB%84%E7%BB%87%E6%B3%95>) 及び中华人民共和国国务院令・人民调解委员会组织条例 ([http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content\\_7060246.htm](http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content_7060246.htm))

会が管轄している。

これによれば、紛争解決に当たり、原則として当該地の村民委員会が調停の執行を担当するとともに、調停妥結に至らない場合は、人民政府に更なる調停を申請するか、法庭における審議を申し立てることができる。

## ②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

本項に関連する法律は中国において存在せず、全ての森林の林地や林木の所有権および使用権は、厳格かつ明確に法律により規定され運用されている。

## ③先住民族の権利

国際労働機関による先住民族の定義に該当する先住民族は中国に存在せず、ILO 第 169 号「独立国における原住民及び種族民に関する条約」は未批准である。

なお、最大多数派の漢民族に加えて、55 の認定少数民族が存在しており、民族間の平等に基づく共存繁栄を図るため、中華人民共和国憲法下における民族区域単位の自治を法律<sup>50</sup>で保障している。

## (5) 貿易と輸送

### ①樹種、量、品質の分類

素材の運輸許可証には、運輸方法、路程、始点・終点といった基本情報と、樹種、質、量の詳細を記述する必要がある。これらの情報は、運輸中に検問所で確認され、齟齬がある場合には、罰金または貨物の没収処置が科される。

また、全ての物品の輸出入について、税関法は HS コードによる正確な分類を要求している。荷主または荷受人は、関税支払のためにも、正確な樹種や、規格、量の提示や、HS コードを記載した書類の提出が義務付けられており、必要に応じて物品の抜き打ち検査に応じなければならない。

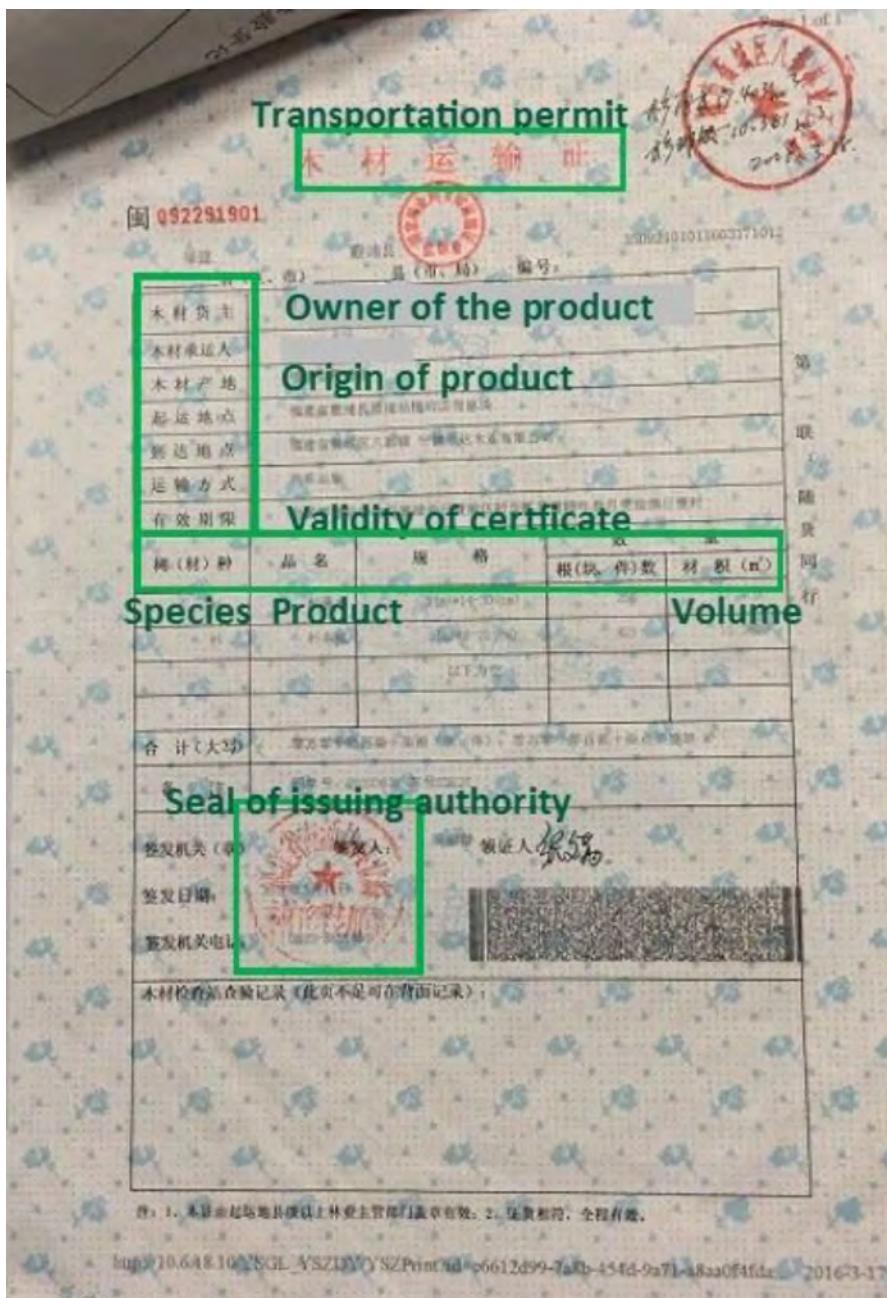
特に、輸出入目録に記載された野生生物とその製品の輸出入に当たっては、税関申告をした上、輸出または輸入許可証、または種識別証を提出、それらに記載した樹種、量、港、輸送期限等に従い、輸出入を完了する必要がある<sup>51</sup>。

表 4.4.13 合法性確認に関する書類例

名称
運輸許可証
輸出・輸入申告書
野生生物輸出入許可証

<sup>50</sup> 中华人民共和国民族区域自治法 ([http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/12/content\\_31168.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/12/content_31168.htm))

<sup>51</sup> 野生动植物进出口证书管理办法 ([http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=445636](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636))



別枠により囲んだ箇所の英訳は、左上から順に、題名、荷主、木材産地、有効期間、樹種、製品名、量（立米数）、発行当局の印章

主な確認点：

- ・発行の日付は、妥当かつ正確か（特に伐採の日付より後か）
- ・荷主の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・量は、伐採許可証に記載の伐採許可量以下か
- ・樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・運輸の始点は、伐採の場所と一致しているか
- ・運輸の終点は、買い手の供述内容と一致しているか

図 4.4.12 運輸許可証のイメージ

## ②貿易と輸送

森林法および実施条例によれば、同一林区内で丸太や挽材、木材チップ等の一次木材製品の取引や加工をする場合は、伐採許可証等の伐採に係る合法性を証明する書類を確認した上、県級以上の林業当局から木材経営加工許可証を取得する必要がある。

同一林区外に一次木材製品を運搬する場合は、運輸許可証と前述のとおり該当する際は植物検疫證明書を、その始点から終点まで携行することが必要となる。

運輸許可証の取得申請の際は、伐採許可証と植物検疫證明書<sup>52</sup>に加え、省級または地級当局が要求するその他の関連文書を提出する必要がある。林区毎に設定した県級以上の各級林業当局が受付・発行を担当する。

なお、運輸許可証の取得・携行義務の対象となる製品範囲について、森林の生態公益機能を重視する一部の省においては、単板、合板、芯板等の二次木材製品も対象とする一方で、森林の大半を植林が占め、木材産業の発展した一部の省においては、運輸許可証そのものを要求しない場合がある。

また、輸入した一次木材製品についても、運輸許可証は原則必要であるが、輸入港から加工工場に直接輸送する場合や、輸入した二次木材製品については、その限りではない。

木材や木材製品の輸入に当たって、荷受人は輸入相手先国の発行する植物検疫證明書を提出して、検疫申告をしなければならない<sup>53</sup>。

輸出においても同様に、荷主は地域当局の植物検疫證明書が必要である。

なお、前述のとおり、この運輸許可証は、運輸中に各地に設置された検問所において、携行および記述内容と貨物内容の一一致が確認され、齟齬がある場合には、罰金または貨物の没収処置が科される。

しかし、この検査方法は、木材の合法性を必ずしも科学的に実証するものでないことを国家林業局は問題として認識<sup>54</sup>しており、運輸許可証の確認を確実かつ効率的・効果的に実施するため、オンラインの国家木材輸送管理システムを構築中であり、各種申請や運用方法に近く大きな変化が見込まれる。

表 4.4.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運輸許可証	同一林区内輸送時、輸入港から工場直送時等を除く
植物検疫證明書	国内輸送用と輸出用のものは異なる
木材経営加工許可証	

<sup>52</sup> 植物检疫条例实施细则（林业部分）（<http://www.btly.gov.cn/web/show.asp?id=684>）

<sup>53</sup> 中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例  
(<http://en.ciqcid.com/Laws/Administrative/zjxzfg/45951.htm>)

<sup>54</sup> 国家林业局关于规范木材运输检查监督管理有关问题的通知  
(<http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/72/content-610448.html>)

**中华人民共和国出入境检验检疫**  
**ENTRY-EXIT INSPECTION AND QUARANTINE**  
**OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA**

**植物检疫证书** 编号 No. 145050213302564  
**PHYTO SANITARY CERTIFICATE**

发货人名称及地址 Name and Address of Consignor			
收货人名称及地址 Name and Address of Consignee			
品名 Name of Product	FRESH MANDARINS	植物学名 Botanical Name of Plant	***
报检数量 Quantity Declared	**78257 KG/CS	标记及号码 Mark & No.	
包装种类及数量 Number and Type of Package	**500 BASKETS		
产地 Place of Origin	CHINA		
到达口岸 Port of Destination			
运输工具 Means of Conveyance	BY SEA		
	检验日期 Date of Inspection	OCT 25, 2013	
<p>兹证明上述植物、植物产品或其他检疫物已经按照规定程序进行检查和/或检验，被认为不带有输入国或地区规定的检疫性有害生物，并且基本不带有其他的有害生物。因而在输入国或地区流行的植物检疫要求。</p> <p>This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described above have been inspected and/or tested according to appropriate procedures and are considered to be free from quarantine pests specified by the importing country/region, and practically free from other injurious pests; and that they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing country/region.</p>			
消毒/灭虫处理 DISINFECTION AND/OR DISINFESTATION TREATMENT			
日期 Date	***	药剂及浓度 Chemical and Concentration	***
处理方法 Treatment	***	持续时间及温度 Duration and Temperature	***
<b>附加声明 ADDITIONAL DECLARATION</b>			
出证地点 Place of Issue		深圳 CHINA	
出证日期 Date of Issue		OCT 25, 2013	
授权签字人 Authorized Officer		李平 签名 Signature	
本声明函由本人填写并承担法律责任。任何伪造或虚假的声明将导致法律制裁。A statement made with respect to this certificate shall subject to the relevant import and export laws.			

主な確認点：

- ・申請人の名称は、営業許可証に記載のものと一致しているか
- ・輸出時に有効か
- ・製品名と樹木種の学名は正確か

図 4.4.13 植物検疫証明書（輸出用）のイメージ

### ③外国間貿易と振替価格操作

外資系企業がその子会社に商品・サービスを提供する場合、提供する商品・サービスと料金体系を定義した契約締結が求められる<sup>55</sup>。その取引により発生する収入は、所得税および操業税の計算基準に含まれる。事業投資費用とその損失についても同様であり、子会社と分担することはできない。相対取引価格を原則とし、税務局は不当に低額な取引を発見した場合は、適切な徴税を目的として、取引価格を引き上げる権限を有する。

ただし、中国において、親会社と子会社の関係性や、その労働力や無形財の取引を監

<sup>55</sup> 国家税务总局关于外商投资性公司对其子公司提供服务有关税务处理问题的通知（[http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=42261](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=42261)）

督する厳格な行政体制は確立していない。

表 4.4.15 合法性確認に関する書類例

名称	備考
親会社・子会社間の協定書	商品・サービス内容と料金体系を定義したもの

#### ④税関規則

税関法によれば、輸入若しくは輸出に当たり、税関総局に登録した個人または法人の荷主や荷受人のみ、輸出入の税関申告を直接または委託業者による代理で提出することができる。

HS コードを付記するとともに、貨物を同定するための参考情報を提供することが求められるが、税関は内容に齟齬を発見した場合に記述を是正する<sup>56</sup>。

輸入、通過、または輸出する際には検疫が必須であり、合格した場合は検疫証明書が発行され、不合格の場合は受入拒否か廃棄が求められる<sup>57</sup>。輸出入用に検疫申請時には、検疫申請書、国内輸送用若しくは他国の植物検疫証明書、原産地証明書、送り状（インボイス）やその他の関連証明書類を提出する必要があり、不備がある場合には貨物の返送または破棄が求められる。

ワシントン条約附属書 I<sup>58</sup>の記載種や未特定新種の輸出入を禁止しており、科学調査、繁殖や栽培、文化交流を目的とする場合や、その他附属書の記載種については、絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所の承諾を経て可能となる。

ワシントン条約の記載種を含む野生生物の輸出入に当たっては、野生生物輸出入許可制度が適用され、同管理事務所が全国統一様式で発行する輸出入許可証と種識別証の提出が求められる<sup>59</sup>。

なお、同一の事業者が素材を輸入して、そのまま加工輸出する場合は、輸入の際に免税措置がなされる。

表 4.4.16 合法性確認に関する書類例

名称	備考
対外貿易経営者届出登記表	代理申告委託業者を含む
植物検疫証明証	
種識別証	

<sup>56</sup> 中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定

(<http://shijiazhuang.customs.gov.cn/publish/portal171/tabc2315/module61454/info124780.htm>)

<sup>57</sup> 中华人民共和国进出境动植物检疫法 ([http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content\\_5004560.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004560.htm))

<sup>58</sup> Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (<https://www.fws.gov/le/pdf/CITESTreaty.pdf>)

<sup>59</sup> 中华人民共和国濒危野生动植物进出口管理条例

(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=76514&lib=law&EncodingName=gb2312>) 及び野生动植物进出口证书管理办法 ([http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=445636](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636))

Customs Declaration Registration Approval Certificate 对外贸易经营者备案登记表			
备案登记表编号: 00841068		进出口企业代码: 1100100009512	
经营者中文名称	Company name		
经营者英文名称			
组织机构代码	100009512	经营者类型 (由备案登记机关填写)	国有企业
住所			
经营场所(中文)			
经营场所(英文)			
联系电话	59518667	联系传真	59518636
邮政编码	100861	电子邮箱	zhui@csemc.com
工商登记注册日期	1999-9-22	Business registration code 工商登记注册号	
依法办理工商登记的企业还须填写以下内容			
企业法定代表人姓名	周文明	有效证件号	450403194408280919
注册资本	贰仟零肆拾玖万元		(折美元)
依法办理工商登记的外国(地区)企业或个体工商户(独资经营者)还须填写以下内容			
企业法定代表人/个体工商负责人姓名		有效证件号	
企业资产/个人财产			(折美元)
备注 英文名称变更, 旧证号: 00621165			
填表前请认真阅读背面的条款，并由企业法定代表人或个体工商负责人签字、盖章。 <b>Seal of issuing authority</b>			

別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名、事業者の名称、社会信用番号、発行当局の印章  
主な確認点：

- ・事業者の名称は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・社会信用番号は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・その他の事業者情報は、営業許可証の記載のものと一致しているか

図 4.4.14 対外貿易経営者届出登記表のイメージ

#### ⑤CITES (ワシントン条約)

森林法および野生植物保護条例により、希少または絶滅危惧種の野生生物の保護について定めており、ワシントン条約記載種についても適用している。

そのうち森林法は、県級以上の林業当局に、希少で保護価値の高い生物種を有する森林を含む様々な森林生態系において、自然保護区を設立するとともに、自然保護区外において発生する同様の生物種についても、保護対策を講じることを義務付けている。伐

採や採集には、県級林業当局の許可が必要である。

野生植物保護条例は、野生植物とその生息域の保護を定めており、いかなる個人や組織も、違法に採集や生息域の破壊をしてはならないとしている。

全国区の第一級指定種は交易を認めず、同第二級指定種は県級の野生生物保護当局による承認を経て、その監理の下で交易が認められる。

全国区の重要保護指定種やワシントン条約記載種の輸出については、県級野生生物保護当局による検査の後、国家当局に提出して承認を得て、その後にワシントン条約の管理当局である絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所への輸出許可証の取得申請が必要となる。申請情報は、環境保護部に共有される。

なお中国において、ワシントン条約附属書Ⅲの記載樹木種は生息しないが、特筆すべきものとして、付属書Ⅱの少なくとも以下の樹木種が自生している。

- ・ *Aquilaria: spp, grandiflora, sinensis, yunnanensis*
- ・ *Taxus: chinensis, cuspidate, fauna, sumatrana, wallichiana*

#### ⑥デュー・ディリジェンス／デュー・ケア

中国においては、中国向けに木材の輸入等を実施する事業者を対象とした、デュー・ディリジェンスまたはデュー・ケアに係る法的 requirement は存在しない。

ただし、実際に、欧米豪の各種木材規制に対応する必要のある欧米系木材取扱事業者の多くは、上述の各種法令が必ずしも TLAS のように合法性を保証しているわけではないことから、国産材・輸入材共に、自主的にサプライチェーンを遡上調査してリスク評価及び低減を図っている。その基本的な手法として、取得申請に多数の提出書類を要する主要な書類を中心に、それらに記載された識別番号から紐付けされた事業者を特定して、サプライチェーンを辿りながら関連書類を要求していくことが一般的である。その上で、信憑性に何らかの不安がある場合に、それを補完するため、他の関連書類を要求することがある。その過程で、事業者や場所・日付等に整合性のある連鎖が存在することを確認するとともに、一貫して同一の樹種であり、伐採許可量より少ないはずの伐採量が、産業工程の川下になるほど、立米数や個数において、目減りしていくことを確認する。その際に、省又は県別のリスク評価を実施しておいて、高リスク地域とされた箇所を重点的に調査することで、合法性確認の効率化を図っている。

また、森林認証材を利用することで、情報収集の一助としている。同時に、合法性を内包する持続可能性を担保する、包括的な森林管理または供給連鎖管理の基準として、第三者性を取り入れながら様々なリスクを低減することに、補完的に利用している。他にも、サプライヤーにもデュー・ディリジェンスを要求することで、合法性確認のための負担を分担することも一般的となっている。詳細については、本章冒頭に紹介した現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディを参照されたい。

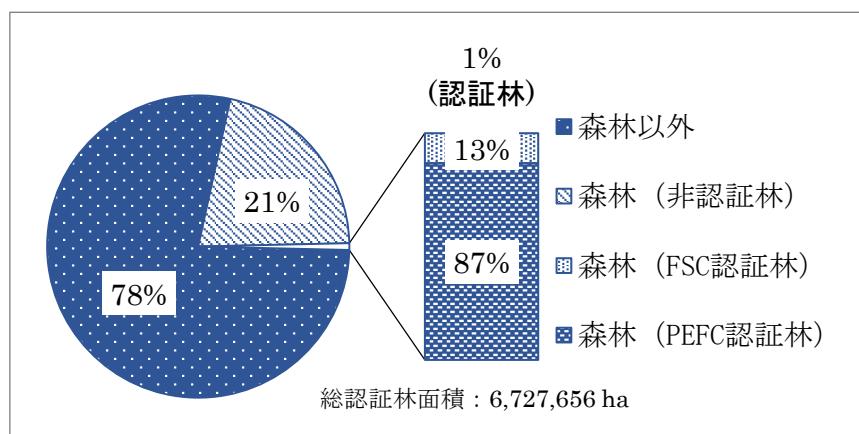
## 4.4.3 森林認証制度

### 1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が拡がりつつあるものの限定的で、認証林の所有形態としては、主に国有林が大多数を占める。

地域分布として、特に東北森林区の国有林経営部門の天然林や人工林、東南沿海地方の国有林場や企業所有のプランテーションなどを主体に、中国全土の主な森林地帯に分布する。

しかし、これらの天然林における伐採を原則的に禁止しているため、認証材の国内生産量は非常に限定的である。そのほとんどは、CoC 認証を取得した欧米系の家具メーカーや外資系製紙会社が、輸出向けに購入している。結果として、利用可能な国産認証材の量は極めて少ない。



※国土面積及び森林面積は 2014 年推定値、FSC は 2017 年 2 月時点、PEFC は 2016 年 12 月時点。

※FSC 及び PEFC の認証面積は重複する場合がある。CFCS の認証面積は公表されていない。

※香港、マカオ、台湾は除外する。

図 4.4.15 中国の国土に占める森林と認証林の割合

各種森林認証制度の歴史的経緯としては、FSC および PEFC が、最初に国有林を中心として普及していた。

一方で、2001 年より国家認証監督委員会の指導の下、国家林業局は独自の森林認証制度である Chinese Forest Certification Scheme (CFCS) の設立を推進した。

2003 年に、認証機関の活動を許可制とする認証許可条例を制定したことで、事実上は CFCS を中国国内における認証活動を法的に保障した唯一の認証制度とした。

これを受け、しばらくの間は、FSC および PEFC の認証活動を事実上黙認していたものの、2010 年になり活動停止を命令した。

しかし、2014 年に PEFC と相互承認をしたことで、間接的に認証活動を保障された PEFC の認証面積が、企業植林を中心に急激に増加した一方で、それまで多数派であった FSC の認証面積が急速に減少した。

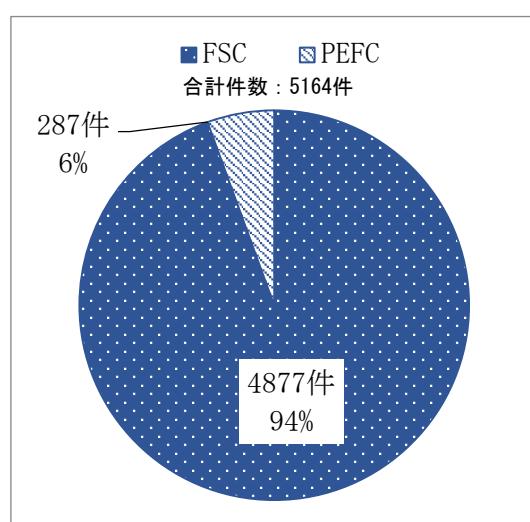
なお、2017 年末現在は、FSC も認証活動が法的に保障されている。

## 2) CoC 認証の普及概況

欧米豪の違法伐採材の輸入規制を契機に、それら各国の輸入事業者を中心として、情報の収集やリスク評価の補助ツール、またはリスク低減を効率的に実施するための外部委託や第三者性確保のツールとして、CoC 認証を利用するケースが爆発的に増加している。

各種森林認証制度の普及概況としては、FM 認証とは対照をなして、FSC の取得件数が圧倒的に大多数を占めており、PEFC および CFCFS は未だ限定期である。

下表に含まれていないが、中国本土以外に、特に香港を拠点とする歴史ある英國系の大財閥や、その他の外資系企業、紙印刷需要のある金融セクター等により、CoC 認証が取得されている。



※FSC は 2017 年 2 月時点、PEFC は 2016 年 12 月時点  
※CFCFS の認証件数は公表されていない  
※香港、マカオ、台湾は除外する

図 4.4.16 中国における CoC 認証の取得状況

### 4.4.4 その他の関連情報

#### 1) 中国木材合法性確認システム (CTLVS)

中国政府は林業・木材業界と共同で、自主的な参加を前提とした CTLVS を開発中であり、政策、ガイドライン等のツールや基準の開発、推進グループの設立が進行している<sup>60</sup>。

主に国家林業局が、CTLVS により、事業者のガバナンスを段階的に強化すると同時に、将来的に施行予定の輸入材の取扱を中心とした法的要件を、結果として事業者が遵守し易くなるための予備体制作りを目指している。

中国国内のみならず、他国の合法性や透明性の要求を満たすことで、国際的な市場地

<sup>60</sup> EU FLEGT Facility. 2017. Briefing: Introduction to China's Timber Legality Verification System. (<http://www.euflegt.efi.int/es/publications/introduction-to-china-s-timber-legality-verification-system>)

位を確立することを目的の一つとしている。

日英国際森林投資・貿易連携（InFIT）と中国林科学院による支援により、中国林産工業協会（CNFPIA）が2017年9月に、CTLVSの基本指針となる「中国木材合法性認定基準」を策定・公表した。これは森林管理と流通連鎖管理における要求事項を定義したものであり、国産材だけでなく輸入材も対象としている。基準を満たした認定事業者に、その取扱商品に認定ラベルを添付することを許可するものである。

自主参加を原則とした制度ではあるが、国家林業局はその取得を主要業界団体に奨励する政策を将来的に展開する予定である。中国の木材および木材製品の輸出入事業者のうち8割程度が、奨励対象予定のCNFPIAと中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）の両組織に属すことから、基準が適切に運用され普及した場合は、世界の木材市場に多大な影響を及ぼし得る。

また同時に、InFITの支援の下、国家林業局は木材取扱事業者の合法性確認に係るツールキットを開発して能力開発に取り組んでいる。具体的には、デュー・ディリジェンス・システムや調達基準の構築、サプライチェーンマップの作成、リスク評価や管理といった各種方策のための手引き、テンプレート、ツールである。

このツールを普及するため、中国林科学院は、国家林業局林産品国際貿易研究センター（CINFT）の管理下に、中国責任林産品貿易投資連盟（RFA）を設立した。

RFAは会員企業に、他国の木材規制への対応支援や、会員が独自設定した合法性基準やデュー・ディリジェンス・システムの試行テスト、そしてその運用訓練等を提供している。

また、中国から木材を輸入している諸外国の主要な事業者に、会員の能力開発のための支援を要請することで、売り手と買い手としての関係を構築しながら、合法性を担保したサプライチェーンを実践的に共同構築することを促進している。

これらの会員各自のデュー・ディリジェンス・システムを評価して等級付け、その会員情報をデータベース化して公開している。これにより、模範的な優良事例を広く紹介しながら、会員間の情報交換や交流を促進するなど、合法的な事業に取り組む企業間のネットワーキングを図っている。

現在、他国において林業・木材産業を展開して中国に輸出する中国系企業が急激に増加しているため、RFAは、これらの事業者も対象として、同様の取組を実施している。具体的には、他国における持続可能な育林、森林管理・利用、貿易・投資等についての各種ガイドラインを作成して提供している。活動する対象国ごとの関連法令や環境・社会配慮事項等を整理した国別手引書も発行しており、モザンビーク版が既に完成した。現在、ガボン、ガイアナ、ミャンマー版が開発中である。

## 2) 生産国・加工貿易国・消費国による合法性確認のための国際連携

2009年にEUと中国は、二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を開始した。

FLEGT-VPAに参加する東南アジアおよびアフリカ諸国等の生産国から中国

に輸入される木材や、更に加工されて EU 域内に輸出される木材の合法性証明の制度確立を目指して、EU と中国の主導の下に、生産国を含む 3 者間の情報交換や人材育成などを実施している。

表 4.4.17 二国間調整メカニズムの関連機関と主な活動

二国間調整メカニズム (Bilateral Coordination Mechanism)		
広域行政・国家	欧洲連合	↔ 中国
担当局	欧洲員会環境総局	↔ 中国国家林業局
研究機関	欧洲森林研究所 FLEGT 基金中国事務所	↔ 中国林業科学院
主な活動 :		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関間の連携による東南アジア・アフリカの生産輸出国の情報収集</li> <li>・研究機関の協働で関連情報発信サイト Common Information Window を公開</li> <li>・インドネシア・中国・欧洲の三者間の情報交換・調査団派遣 →FLEGT ライセンス材の中国木材合法性確認制度 (CTLVS) における利用検討</li> <li>・国際 NGO との連携でアフリカの VPA 参加国の各種利害関係者を中国に招聘</li> <li>・中国の対外投資家のために、合法性の責任ある投資活動のガイドライン作成</li> <li>・中国の政府役人を含む各種利害関係者の能力開発など</li> </ul>		